

廣瀨淡窓とその世界

『学制ノ議』をめぐって

原 千里

明治五（一八七二）年八月三日、『学制』が發布された。その前年、明治政府は一二名の学制取調掛を任命。文部卿（大臣）は佐賀藩出身の大木喬任。文部大輔（次官）は、同藩の江藤新平であった。淡窓の高弟長三洲（大学少丞制度局、三十九歳）が、それらの学制取調掛の中にいた。

長三洲は「学制原案」の作成にあたって『学制五篇』を起草するなど、大きな働きをした。だが、文部卿大木喬任が中心となって作成したとする説や、箕作麟祥が主務だったとの主張もある。用語の不統一もあり、分担された可能性も否定できない。

長三洲は『学制五篇』を起草するにあたり、第四代咸宜園主廣瀨林外に助言を求めた。その求めに応じて書き送られたものが『学制ノ議』である。

『学制ノ議』を大ざっぱに要約すると①府県立学校、私立学校の長所と短所を互いに補い合うことについて②新しい時代に即応した教育科目と教科書が多量に必要なことについて③府県有志の向学心と、郷兵教育、教育施設について④奨学金制度確立の必要性について⑤学校図書の公費負担について⑥私立学校振興（助成）資金について⑦人材登用のための国家試験制度について⑧政教一致文武一途について⑨国家任用制度について⑩教員養成について――となる。ここで、『学制ノ議』の現代語訳を通してもう少し詳しくその内容を見ていく。

『学制ノ議』（現代語訳）

一 今おおいに學術（の必要性）を明らかにし、才能ある有為の人を育て完成させようとするならば、全国の府県に学校を充実させることである。しかしながら、学校には官と私の区別がある。この二者にはそれぞれ長所と短所がある。

官学の短所は、師たる者のとるべき道が尊敬されないとある。教え子は国家から世話を任せられたものであって、自分の思いのままにたたりせめたりしにくく、また同僚もいれば、そのほかに（教育にかかわる）さまざまな役人もいて、権限が多方面に

長三洲は『学制ノ議』を「叩き台」として『学制五篇』を起草した。だが、現存していない。関東大震災で焼失したという。しかし、『学制』と『学制ノ議』は、多くの点で重なる。『天秤宮』三九号で述べた通りである。『学制ノ議』、『学制五篇』、『学制』の構図を否定できない。廣瀨資料館館長であった故安藤政則氏は、「明治の学制は、咸宜園の塾生たちがつくったという言い伝えがある」と、生前証言。林外が、『学制ノ議』を書き送るにあたり、塾生にも意見を求めたと考えるのが自然である。さらに、九州出身の大木喬任、江藤新平、そして長三洲が『学制』制定で重要な役割を果たしたことから、日田県知事松方正義（後の首相、財務大臣）が「『学制』は九州から始まった」と述べたとの言い伝えもある。

「『学制』には、淡窓・咸宜園の教育理念や手法も長三洲を通して取り入れられた」と言える。『学制五篇』に加筆し、修正を加えたものが『学制』であるとの見方も可能。『学制』は六編。だが、長三洲の『学制五篇』には「海外留学規則」に関する記述がない。長三洲は海外留学の経験がなかった。それで、その経験がある箕作麟祥や内田正雄が「海外留学規則ノ事」を加筆したと考えられる。

『学制』は、①大中小学区ノ事②学校ノ事③教員ノ事④生徒及び試業ノ事⑤学費ノ事⑥海外留学規則ノ事――を構成内容としている。

分散されており、その上何をしても規則や法律に縛られ、教え導くことも自分の思うようにしにくい。教え子も、教師は国から任命されたのであって、必ずしも心から服従する必要はないので、教師も教え子もお互いにそう呼び合って接するだけで、教師の威勢は自然に内容のない上辺だけの文章やみえに頼る傾向が強くなり、実際の職務を遂行しにくいことは官学に共通して見られる弊害である。私学の場合は、教え子がその教師を信じなければ（学びに）来ない。来たとしても（永くは）留まらない。留まる者は皆、その教師を信じる者なので、規則も自由に決めることができるし、たたりせめたりすることも自由にできる。このように師たる者のとるべき道が尊敬され権限があることは、官学の及ぶところではない。

二 しかし、現在の学問はこれまでと同じではない。これまでところは、大体漢籍（を学ぶ）だけで事足りていたが、今の学問は国内のことについては国学を基本とし、国外のことについては五大陸の情勢に通じ、また人材を役に立つように完成させることなので、天文、地理、兵法、水利等までも、研究しないではすまされない。そうなると思ふと書籍も豊富にないと学問も完成しない。

三 また、これまでの学生（の勉強）は、だいたい読書

だけで、これでもって一人前の人間として生きていく志が少なく、ただ余暇に任せてする仕事であつて昔の物事を考え調べることなので、学ぶ者も少ない。今は学校で人材を育て完成させることが求められているので、まず府県の志ある者をはじめとして、村長、庄屋に至るまで、みな向学心に燃えている。また府県には郷兵がいる。いま年少の仲間を集め、いきなり人を殺す武器を与え、人を殺すことを教えるだけでは、これらの善良な民を統率して国家に対する反乱者とすることになる。だから郷兵は必ず学校にはいって、人としての正しい筋道をわきまえないといけない。また諸藩もみな学問を尊ぶべき時勢なので、藩士の入学も多くなければならない。そうすれば、校舎もそれに応じて広く大きくしないわけにはいかない。

四 またこれまでの学生は、才能があり、志があり、必ずや将来の利器となるであろう者も、学資に窮して、その志を果たせず、その業績を全うできない者も多い。いま天子（国家）のために真の人材を造ろうとするならば、このような連中の学費を援助すべきである。

五 それ故に書物を集め、学校（図書館）を新築し、志のある者を養成することは、すべての学術振興の基本であるけれども、資金力のあるなしによって処理されてはならない。そうして官校の場合は、この三者（教

材、施設、教育）すべてを公費で負担すべきである。この点で比較するときは、官学と私学の長所と短所があきらかであろう。

六 だから、いま大いに学問の気風を發揮し、盛んに人材を育成しようとするならば、官学と私学の長所を取り入れ、その短所を除くに及ぶものはない。もし、官学を中心とするのであれば、先生に権威を与えることである。私学を中心とするのであれば、公費で負担することである。とりあえずこれらの一部を実行するならば官学も私学もともによくなるであろう。しかし、いま試みに私学を中心とする説について論ずるならば、その利子で書籍を貸し与え、年賦で返済するようにすれば、私学に紙幣を貸し与え、年賦で返済するようにすれば、その利子で書籍を購入し、校舎を新築し、立派な人間を養成する資金となるであろう。公費負担の多い少ないの基準は、府県（の財政状況）によって差がでるのである。これはすなわち平安時代の勸学田が残した理想である。

七 そうして官私の学校の人材で、国のために役立つ者がいれば、季節ごとにその先生から姓名を府県に届け出てもらい、府県で試験を実施し役人から村長、庄屋に任命し、その内格別に（力量に）差のある者、及び諸藩の優れた人物であつても、国家のために役に立つ者は、府県から都に届け出、都で試験を行い、その才

能の優れたところに従つて、これを認めて用いるならば、世の中の人で国のためにその力を發揮しようとする者は、みな学問に向かうであろうし、その学問も必ず役に立つものを中心とすべきである。これは中国の古い時代の、人材を採用する法である。

八 そのうえに国の役人はみな学問を修め、兵卒もみな学校に入るようにするならば、これはいわゆる治世と教育の一致、文武両道のことであり、つまりは復古の道である。最近、水戸の弘道館、長州の明倫館などは、治教文武を学校に任せて、（そこから）人材を世に出すようにしたために、知識人の気風が盛んになり、人材が輩出したのはその兆候である。

九 このようになれば官学の教師（の罪）を論ずる必要はない。私学の教師といえども、すでに政府の役に立つときは、すなわち政府の役人である。そうであれば、その人物や学業の優れているか否かと、その育て上げた人物の多い少ないに従い、それ相応の爵位と俸禄を与えるべきである。これまで私学の教師に対して、世間はただ文章の読み方の教師を期待しているだけである。役に立たない者として諸々の職人や芸人と同等の地位に置かれている。（これでは）どうして教育の道をすすんで引き受け、世の中の人材を育て完成させることを（教師に）望めようか。その地位が貴ければそ

の道も従つて貴く、その責任が重ければ、その効果も従つて大きくなることは必然の成り行きである。このようにして学問の気風が盛んにならず、人材が輩出しないというようなことはいまだないことである。

十 しかし、結局は教師その人（に優れた人材）を獲得することである。教師がそれにふさわしい人でなければ、立派な儀式や優れた法律も、むだになりよく行われなくなる。だから、府県の役目は優れた教師を選択することである。優れた教師を獲得してしまえば、（かれに）任せて仕事を立派にやりあげるように要求することである。

参考・引用文献

Rルビンジャー『私塾』サイマル出版会
奈良本辰也『日本の私塾』角川文庫
海原徹『明治維新と教育』ミネルヴァ書房
原千里『広瀬淡窓と明治の教育理念』西日本新聞社出版部
木藪正道『日田の歴史を歩く』芸芸堂